

国官総第261号  
平成31年2月4日

本省局長等 殿  
地方局長等 殿

大臣官房長  
(公印省略)

天皇陛下御在位三十年記念式典当日における祝意奉表について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

(別紙)

天皇陛下御在位三十年記念式典当日における祝意奉表について

〔平成31年1月25日〕  
閣議決定

天皇陛下御在位三十年記念式典当日（2月24日）、祝意を表するため、各府省においては、国旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社、その他一般においても国旗を掲揚するよう協力方を要望するものとする。